

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の特定医療法人Bに雇用され、介護福祉士として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自家用自動車を運転して出勤する途中、右折待ちで停止していたところをダンプカーに追突され、負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「頸椎症、両側下腿打撲症」と診断され、同日のうちにD医院に転送され、「頸椎捻挫、両下腿打撲捻挫」と診断された（以下「頸椎症、両側下腿打撲症」等を併せて「原傷病」という。）。以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）とされた。

請求人は、治癒後もD医院に受診を続け、同年〇月から平成〇年〇月にかけて「頸椎捻挫、両下腿打撲捻挫」の傷病名で療養を継続し、また、同年〇月にはE医院において、「頸部挫傷、右肘部管症候群」で療養を継続した（以下「頸椎捻挫、両下腿打撲捻挫」等を併せて「本件傷病」という。）。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、再発には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に原傷病が症状固定となった後も、首の痛みと手の痺れがひどく、継続して療養を行っていたものであり、本件傷病は原傷病の再発である旨主張しているため、以下、検討する。

(2) まず、原傷病の症状固定時期について、当審査会において改めて一件記録を精査したところ、平成〇年〇月〇日に症状固定したとする原処分庁の判断は妥当であるものと判断する。

(3) 次に、本件傷病が症状固定時に比べて増悪したかどうかについて検討するに、請求人の傷病の状態について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「原傷病については、内服、外用、理学療法、運動療法等の治療を行っていたが、症状が安定し医療効果が期待できないとして症状固定とした。特に天候悪化時などに、悪心、めまい、鼻血等の交感神経症状が悪化していた。」と述べているように、天候などの外部要因に伴う症状の悪化については認めているものの、症状固定時の状態からみて、本件傷病が明らかに悪化していると認めているものではない。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け調査顛末書において、要旨、「平成〇年〇月〇日（再発）時点の頸椎CR画像には特に異常はない。画像上は症状が悪化しているとは認められない。」と述べている。

さらに、請求人自身も、要旨、「平成〇年〇月に再度病院にかかったのは、薬が切れて首の痛みとしびれがひどく出たからで、症状が悪化したというよりは、悪い状態が症状固定前と変わらず続いていたからでした。」と述べており、症状が症状固定時に比べて増悪したものではないことは認めている。

- (4) また、本件傷病の再発後の治療効果について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け調査顛末書において、要旨、「診療記録からみて平成〇年〇月以前と平成〇年〇月時点での治療内容に特に変化はないことから治療効果が期待できるとまでは医学的に判断できない。」と述べている。

当審査会としては、療養経過を始めとする一件記録を精査したが、請求人に対する症状固定後の治療は、請求人の主訴等に対する対症療法等であって、傷病の根治的治療には当たらないことから、「再発後の傷病について治療効果が期待できること」には該当しないものと判断する。

- (5) なお、請求人は、原傷病にはない右肘部管症候群についても療養を行っているところ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右肘部管症候群と事故との因果関係はわかりません。」と述べている。

当審査会としても、一件記録を精査したが、右肘部管症候群については、本件災害との相当因果関係が認められないことから通勤上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

- (6) 以上のとおり、請求人の本件傷病は、再発の認定要件を満たしていないことから、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、原傷病が再発したものとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。